



山形県公報

平成21年6月19日(金)
第2052号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則……………(保健業務課) ……749

### 告 示

- 鳥獣保護区の指定に係る公聴会の開催……………(みどり自然課) ……750
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) ……751
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(河川砂防課) ……752
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 議 会 関 係

#### 告 示

○山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程……………753

### 監査委員関係

#### 告 示

○包括外部監査事務を補助する者……………754

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(最上総合支庁地域支援課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁地域支援課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(出納局) ……755
- 同……………(病院事業局) ……756

### 正 誤

## 規 則

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第47号

#### 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則(昭和42年8月県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第6条第2号中「第3条第2」を「第3条第2項」に改め、同条第4号中「製菓衛生師免許証書替交付申請書」を「製菓衛生師免許証書換交付申請書」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第616号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第6項の規定により、鳥獣保護区の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

なお、関係図面は、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。

平成21年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 日 時                       | 場 所      | 公聴会において聴こうとする案件                                          |
|---------------------------|----------|----------------------------------------------------------|
| 平成21年7月10日(金)<br>午前10時30分 | 白鷹町中央公民館 | 西置賜郡白鷹町の区域内に、平成21年11月1日から平成31年10月31日までの期間、大平山鳥獣保護区を指定する件 |

### 山形県告示第617号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、特別保護地区の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

なお、関係図面は、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。

平成21年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 日 時                      | 場 所       | 公聴会において聴こうとする案件                                               |
|--------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------|
| 平成21年7月10日(金)<br>午後1時30分 | 置賜総合支庁西庁舎 | 長井市の区域内に、平成21年11月1日から平成31年10月31日までの期間、木地山、野川鳥獣保護区特別保護地区を指定する件 |

### 山形県告示第618号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、特別保護地区の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

なお、関係図面は、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。

平成21年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 日 時                      | 場 所    | 公聴会において聴こうとする案件                                           |
|--------------------------|--------|-----------------------------------------------------------|
| 平成21年7月13日(月)<br>午後1時30分 | 庄内総合支庁 | 酒田市の区域内に、平成21年11月1日から平成31年10月31日までの期間、鳥海鳥獣保護区特別保護地区を指定する件 |

**山形県告示第619号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成21年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
山形市
- 2 調査を行った期間  
平成19年4月13日から平成21年3月24日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字津金沢の一部
- 5 認証年月日  
平成21年6月10日

**山形県告示第620号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年6月19日から同年7月2日まで縦覧に供する。

平成21年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路 線 名 湯田川大山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                        |
|-----------------------------|------|---------------------------------------|----------------------------|
| 鶴岡市矢馳字上矢馳154番1から<br>同 90番まで | 旧    | 13.0 <small>メートル</small><br>}<br>10.0 | <small>メートル</small><br>105 |
| 同 上                         | 新    | 16.0 <small>メートル</small><br>}<br>13.0 | 同 上                        |

**山形県告示第621号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成21年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
温海都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

**山形県告示第622号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成21年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
温海都市計画特別用途地区
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

#### 山形県告示第623号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成21年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 区域の名称 北目（4）
- 2 土地の表示  
次に掲げる土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村 | 大 字     | 字 | 地 番     | 標 柱 番 号 |
|-------|-----|---------|---|---------|---------|
| 天 童 市 |     | 北目一丁目   |   | 65-1    | 1号及び2号  |
|       |     | 天 童 城 山 |   | 4117-18 | 3号及び4号  |
|       |     |         |   | 4117-21 | 5号      |
|       |     | 北 目 城 山 |   | 1017-10 | 6号      |
|       |     |         |   | 1017-6  | 7号      |
|       |     |         |   | 1017-3  | 8号      |
|       |     | 北目四丁目   |   | 950-2   | 9号      |
|       |     |         |   | 976     | 10号     |
|       |     |         |   | 87      | 11号     |
|       |     |         |   | 77      | 12号     |
|       |     |         |   | 74-4    | 13号     |
|       |     | 北目一丁目   |   | 70-2    | 14号     |

#### 山形県告示第624号

次の開発行為は、完了した。

平成21年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成21年6月2日 指令村総建第5006号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称

寒河江市大字柴橋字高松1430番5、1447番1、2804番1  
西村山郡大江町大字左沢字木ノ沢2127番1、2128番1、2130番1、2130番10

- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
天童市大字高木787番地  
高橋石油株式会社

## 議 会 関 係

### 告 示

#### 山形県議会告示第1号

山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年6月19日

山形県議会議長 佐 貝 全 健

#### 山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年3月県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。  
第6条の次に次の1条を加える。

（収支報告書の閲覧）

第7条 条例第14条第1項の規定による収支報告書の閲覧（以下「閲覧」という。）をしようとする者は、閲覧請求書（別記様式第8号）を提出しなければならない。

- 2 収支報告書は、条例第14条第4項の場所以外の場所に持ち出すことができない。
- 3 収支報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。
- 4 議長は、条例第14条第4項又は前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。
- 5 議長は、特に必要があると認めるときは、閲覧に係る業務の全部又は一部を休止することがある。
- 6 前各項に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

別記様式第7号の次に次の様式を加える。

様式第8号

年 月 日

政務調査費収支報告書閲覧請求書

山形県議会議長 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

閲覧内容

|                  |  |
|------------------|--|
| 会 派 又 は<br>議 員 名 |  |
| 年 度              |  |
| 備 考              |  |

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 監査委員関係

### 告 示

#### 山形県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年6月19日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 野 | 川 | 政 | 文 |
| 山形県監査委員 | 寒 | 河 | 江 | 好 |
| 山形県監査委員 | 小 | 山 | 壽 | 夫 |
| 山形県監査委員 | 濱 | 田 | 宗 | 一 |

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所  
高嶋 清彦 山形市大字平清水40番地8  
吉沢 公人 山形市七日町五丁目13番23号 V E S T A七日町302  
遠藤 涼一 山形市吉原二丁目7番55号
- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成21年6月19日から平成22年3月31日まで

### 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成21年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成21年5月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人やまなみ
  - (2) 代表者の氏名  
大場 武男
  - (3) 主たる事務所の所在地  
最上郡最上町大字向町644番地の3
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民が自発的に参加し、助け合いと連帯の精神にもとづいて、支援と援助を必要とする人々に、福祉サービスの提供と子育て、文化、芸術の振興を促進する事業等を行い、豊かで、住みよい、生きがいある地域社会を実現し、地域福祉の増進と、まちづくりの推進、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成21年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成21年6月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称

特定非営利活動法人なでしこ SHONAI

(2) 代表者の氏名

和嶋 武美

(3) 主たる事務所の所在地

東田川郡庄内町松陽三丁目1番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、心身に障害や病気を抱えた方々及び高齢の方々並びにそのご家族など、地域社会のなかで手助けを必要とされている方々が、生きがいのある平安な生活を築けるように支援する活動を行い、もって地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ロータリ除雪車等の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日 時 平成21年7月29日（水） 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

イ ロータリ除雪車 2台

ロ 除雪グレーダ 3台

ハ 除雪ドーザ 5台

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成21年11月20日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (1)のイからハマでごとの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成21年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成21年1月27日付け県公報第2013号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。

(5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2724

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県出納局経理課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

2の(1)のイからハまでごとに山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(4)及び(5)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成21年7月16日（木）午前11時までに山形県出納局経理課調達担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- ①Rotary Snow Remover Quantity : 2
- ②Snow Removing Motor Grader Quantity : 3
- ③Snow Removing Wheel Type Loader Quantity : 5

(2) Time-limit for tender : 10:00A. M. July 29, 2009

(3) Contact point for the notice : Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023-630-2724

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立病院総合医療情報システム整備運用業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年6月19日

山形県病院事業管理者 安孫子 昂 也

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ラーニングルーム（15階）
- (2) 日時 平成21年7月31日（金）午後4時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立病院総合医療情報システム整備運用業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成24年9月30日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札者の決定は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争



入札をもって行うため、総合評価のための提案書を提出すること。

### 3 入札参加者の資格

(1)から(5)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(6)から(9)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成21年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成21年1月27日付け県公報第2013号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) JIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。プライバシーマークの使用許諾を受けていない場合にあつては、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること。
- (5) 過去5年以内に、600床以上の医療機関における総合医療情報システムの設計監理業務、又は整備運用業務を受託した実績があること（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上であるものに限る。）として当該業務を受託した場合を含む。）を証明できること。
- (6) 共同企業体のすべての構成員が(1)から(3)までの要件を満たしていること。
- (7) 共同企業体のいずれかの構成員が(4)及び(5)の要件を満たしていること。
- (8) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (9) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県病院事業局県立病院課総務企画担当 電話番号023(630)2325

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

#### (1) 落札者の決定方法

ア 次に掲げる要件をすべて満たす者のうち、落札者決定基準により算定された技術点及び入札価格による価格点の合計点が最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であること。

(イ) 提案書の内容に仕様書に掲げる提案項目がすべて含まれていること。

イ アの合計点の最も高い者が2以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。

なお、それぞれの技術点と価格点と同じ場合は、落札者決定基準による提案技術点が高い者を落札者とする。

さらに、提案技術点も同点の場合は、入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

ウ この入札は、山形県低入札価格調査制度を適用することから、ア又はイにより落札者となるべき者が予め設定された低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った場合には、山形県病院事業局は調査を実施し、調査の結果落札者とならない場合があり得る。この場合において、該当者は山形県病院事業局の行う調査に協力することとする。

エ 落札決定のときまでに3の資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。

- (2) 技術点及び価格点の配分 点数については1,000点満点とし、うち技術点を700点、価格点を300点とする。
- (3) 技術点の評価方法 提案書の内容について評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、技術点を付与する。
- (4) 価格点の評価方法 2の(5)による入札価格に応じ、次に掲げる方法により点数化するものとする。  
価格点=300点×(1-入札価格×1.05/予定価格) (小数点第1位未満を切捨て)

8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

9 一連の調達契約に係る事項

(1) 一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される役務の名称、数量及び入札の公告の予定時期

ア 山形県立病院総合医療情報システム整備運用業務（第2次）（仮称） 一式 平成21年10月から11月

イ 山形県立病院総合医療情報システムネットワーク整備運用業務（仮称） 一式 平成21年10月から11月

ウ 山形県立病院総合医療情報システム関連電子機器（仮称） 一式 平成21年10月から11月

(2) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付 平成21年6月19日

10 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書、3の(4)及び(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(7)及び(8)に係る事項を証明する書類）並びに2の(5)による提案書（以下「申請書等」という。）を事前に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約については、山形県病院事業局の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(5) 詳細については、入札説明書及び落札者決定基準による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Development and operation of the total medical information system for prefectural yamagata hospital 1 set

(2) Time-limit for tender : 4:00P.M. July 31, 2009

(3) Contact point for the notice : Prefectural Hospital Division, Hospital Affairs Agency, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023-630-2325

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤                 | 正                  |
|------------|------------|-----|----|-------------------|--------------------|
| 平成21. 4. 1 | 号外(19)     | 2   | 9  | (酒田事務所を除く)        | (村山事務所及び鶴岡事務所に限る。) |
| 同          | 同          | 同   | 10 | (村山事務所及び鶴岡事務所を除く) | (村山事務所及び鶴岡事務所を除く。) |
| 同          | 同          | 同   | 12 | (酒田事務所を除く)。       | (酒田事務所を除く。)        |
| 同          | 同          | 3   | 48 | 山形県企業局各総合事務所各支所長印 | 山形県企業局各総合事務所支所長印   |
| 同          | 同          | 8   | 43 | 第2条第1項中           | 第2条中               |